

からの委託料を立替金の入金としてきた会計処理を速やかに訂正すべきである。

なお、平成15年度の広島県の定例監査でもフォレストヒルズガーデンの対象備品が貸借対照表に立替金で整理されているが、償却資産として計上するのが望ましいとの意見が付されている。

- ④ 広島県が広島エアポートビレッジ株式会社に広島県立中央森林公園施設の管理を委託するに際し、同公園内の施設であるフォレストヒルズガーデンの備品の購入を広島エアポートビレッジ株式会社に委ね、備品の所有権を一旦広島エアポートビレッジ株式会社に帰属させておいて、しかる後、県が広島エアポートビレッジ株式会社に対象備品の取得価額に相当する委託料を支払った時点で、改めて当該備品の所有権は県に帰属する、という一見迂遠な方法を採用するに際しては、地方財務実務提要（地方自治制度研究会編集）3巻7,448頁に「業務委託に際し、管理業務に必要な備品の購入に要する経費を含めて委託料を積算し、交付することも許され、その場合、当該備品の耐用年数が長い場合には当該備品の当該管理を行う期間中の償却相当分を委託費に積算する取り扱いをすべき云々」とあったものを参考にしたということである。

取えて迂遠な方法を採用した以上、それなりに事情があったものと推察できるが、次年度からフォレストヒルズガーデンの管理に指定管理者制度が導入されることでもあり、この際、既述の問題点も含めて細かい面にわたった検討を行う必要があると思料する。

（2）業務委託契約（広島エアポートビレッジ開発株式会社が業者に委託）について

① 業務委託契約の扱いに関する諸規程

広島エアポートビレッジ株式会社諸経理規定第4章10条（契約原則）によると「契約の取扱いは、常に経済性に留意し原価の低減を図るとともに、業者との取引は公正に行わなくてはならない」（1項）、「契約の方法は、適格業者について指名競争契約又は指名競争見積により適正業者を選定する。ただし、次に掲げる場合には随意契約によることができる。①契約の性質又は目的が競争に適さないとき。②緊急の必要により競争に付することができないとき。③契約金が100万円を超えないとき。④競争に付しても応諾者がいないとき。⑤当該契約履行について信用・技術・経験等の能力を有し、かつ、他に比し有利な契約ができると認められるとき。」と規定されていることにも

かかわらず、平成15年11月の定例監査（以下「平成15年監査」という）で「委託契約において長年にわたり一社随意契約になっているものがあり、見直しが必要である」との指摘がなされていることから、その後、どの程度の改善が図られているかを確認する。

② 業務委託契約の現状

平成17年7月20日、25日、26日付けで提出された監査調書によると広島エアポートビレッジ株式会社が業者に業務委託をしているものは以下の8つである。

ア ゴルフ事業…

(ア) 建物管理業務委託（クラブハウスの日常清掃、定期清掃）

(イ) 建物管理業務委託（クラブハウスの設備定期保守、
環境衛生管理）

(ウ) コース管理業務（ゴルフコース管理、樹木管理）

(エ) コース管理業務（ハイキングコース管理）

(オ) ゴルフ場環境監視業務（水質、農薬、井戸水調査等）

(カ) レストラン管理運營業務（ゴルフ場のレストランの管理運営）

イ ホテル事業…ホテル管理運營業務

ウ ガーデン事業…フォレストヒルズガーデン管理運營業務

③ 検討

ア ゴルフ事業の（ア）から（オ）まで

(ア) 建物管理業務委託（クラブハウスの日常清掃、定期清掃）については6社の入札により受託者が決定されており、広島エアポートビレッジ株式会社諸経理規定及び平成15年監査の指摘に従った形で処理されている。

(イ) 建物管理業務委託（クラブハウスの設備定期保守、環境衛生管理）については6社の入札により受託者が決定されており、広島エアポートビレッジ株式会社諸経理規定及び平成15年監査の指摘に従った形で処理されている。

(ウ) コース管理業務（ゴルフコース管理・樹木管理）については、平成15年度監査にもかかわらず1社随意契約の方法で締結されている。

この点につき広島エアポートビレッジ株式会社の担当者は①当該業者は当初から本件ゴルフコースの開発整備を手がけており現地の事情に精通している②緊急の必要に対応するには広島県内に支店があることが必要であるが、ゴルフコース管理をなしうる業者で広島県内に支店を有

するのは当該業者のみである③当該業者は県内で他に数件のゴルフコース管理を手がけており実績がある、等から1社随意契約としたが、委託金額も平成14年度から比べると大幅に減額されているし（年額1,000万円の減額）他のゴルフ場に比しても委託料は高くないとの調査結果も出たということであり、それなりの企業努力は認められる。

しかしながら、かなりな高額支出を必要とする契約であり、ざっと調べただけでもゴルフコースの管理を行う業者は複数存在し、監査人においてそれら業者に問い合わせたところ「ゴルフコースの管理はスタッフを常駐させて行うものであり、必ずしも県内に支店があることを要するものではない」と回答があったこと、他県の県営ゴルフ場の例であるがコース管理の業者を指名入札の方式で決定して支障なく運営されているものがある（平成16年度栃木県包括外部監査）こと、を考慮するならば本件においても指名入札の方法で業者を選定すべきと思われる。

(エ) コース管理業務（ハイキングコース管理）についてはゴルフコース管理を委託した業者との間で随意契約の方法で締結されている。

ハイキングコースとゴルフコースは地続きであり判然と区別するのは困難であることから、ゴルフコースの管理を行う業者に一括して委託することに問題はないと思われるが、ゴルフコース管理の業者を指名入札の方法で選定すべきであることは既に述べたとおりである。

(オ) ゴルフ場環境監視業務（水質、農薬、井戸水調査等）については2業者の相見積りで受託者を決定しており、形式的には諸経理規定第4章10条に適合している。

しかしながら環境監視業務は定型的なものであり、これを行うことができる業者も多数有ると考えられることからして、もっと多くの業者から相見積をとるなり指名入札を行うなりして受託者を選任するのが好ましいと考える。

イ ゴルフ事業の⑥（ゴルフ場レストラン管理）及びホテル事業、ガーデン事業については1社（広島エアポートホテル）との随意契約によって業務委託がなされているが、これらについては事業開始当初から当該会社に業務委託することが予定されていたものであり問題はないと思われる。

なお、委託料につき、ゴルフ場レストラン管理に関しては従前どおりであるが、ホテル管理に関しては従前の固定額方式を成果主義に切り替え、ガーデン事業に関しては従前より低率（成果主義）に抑えるなど、それなりの企業努力が認められる。

(3) 内部統制組織の不備について

① 切手の管理

平成16年4月1日に通信費として支出されている切手代金97,200円(80円切手×1,215枚)が切手の受払簿に記入されていない。記入されていない理由を聞いたところ「受即払い」であったからという回答であった。また、使用目的について質問したところ、会員及び顧客に対するゴルフ優待券の送付に使用したとの回答であったが、1,215枚の使用内容としては十分な回答が得られなかった。

「受即払い」の場合に受け払い記入を実施しなくてもよいとすると事後的に切手の払出し状況が不明確となる。事後的に具体的な使用目的が明らかとなる資料がなんら残されていないため、証憑がなくとも切手の払出しが行われ、またそれが事後的に明らかとならない可能性がある。したがって適切な資産管理が行われているといえない。

すべての受け払いについてもれなく記録を残し、使用目的が明らかとなる証憑を保管すべきである。定期的に上司が受払記録の確認・承認を行い、それを書面で残すべきである。

② ゴルフギフト券の管理

平成16年7月30日にゴルフギフト券1,000枚の印刷費が支出されている。これは券面金額がなく販売時に購入者の利用する曜日、人数等により金額が確定され、押印することにより金券として流通するものである。連番設定されており、また未販売分については押印されていない。監査時の平成17年7月26日現在では、台帳は存在したが印刷時のみの記載であり販売済みの券については記載がされていない。

後日平成18年1月17日付けで管理表が入手できたが、販売日及び金額の記載のみで実際の利用日の記入欄がない。

販売済みのギフト券がゴルフ場で使用された場合には利用日を記載し、その上、使用済みのギフト券を回収及び保管し、再使用ができないような措置をとる必要がある。

販売済みの券のNoとの突合せを行うことができず、ギフト券の管理上問題である。

③ 販促物品の管理

平成16年5月11日に支出した記念品ダンロップグリーンフォーク&マーカ―、合計887,000円について贈答先のチェックも社内稟議書等資

料の提示がなく確認できなかった。平成17年7月25日現在において物品はなく、すべて払出し済みであるが、受け払い記録もとられていない。

大量発注した記念品について相手先管理を行っていないため、当初の目的どおりに記念品が使用されているかが不明確である。

そのため、不適切な目的で記念品を使用するなど資産が流用される危険性に対してこれを事前に防止する措置がとられていないといえる。

④ 内部統制組織の不備

以上の①～③までの物品管理について、適切な管理が行われているとは言えず、資金流用の防止体制に不備が見られる。早急に内部統制組織を確立すべきである。

(4) 税務上の取扱いの不備について

① 消費税等申告について

消費税等申告の仕入税額控除の計算において、本来は仕入税額控除できない非課税取引や対価性のない費用が、仕入税額控除の対象となっている。(消費税法2条、6条、30条)具体的には、非課税であるクレジット手数料が課税仕入として仕入税額控除を受けている。また、対価性のない会費を含む諸会費がすべて課税仕入として仕入税額控除されている。15年度にはさらに結婚祝金が課税仕入として扱われている例もあった。

広島エアポートビレッジ開発株式会社は、過去の税務調査で消費税について修正申告書を提出しているが、上記のような初歩的なミスが見受けられるということは、税務調査時の教訓が生かされていないと言わざるを得ない。

顧問税理士にチェックしてもらい、わからないところは聞くなりしてミスのない消費税等申告をすべきである。

② 法人税の申告について

広島県から派遣された常勤の役員に対して、6月、12月、3月の年3回賞与が支給されており、当該賞与は役員報酬として損金経理されている。

法人税法35条では、役員賞与は損金不算入となっていて、申告書で加算して課税対象とされることになっているが、広島エアポートビレッジ開発株式会社では、永年の間、役員賞与は役員報酬として損金経理したままで、申告書での役員賞与の加算は行われていない。

広島エアポートビレッジ開発株式会社の場合、設立以来継続的に赤字のため、利益が出た場合に繰越欠損金を損金として控除できるという機会が一回

もない。したがって、役員賞与を加算してもしなくても結果的には法人税申告に多大な影響を与えるものではない。しかしながら、広島県からの24億5,000万円の出資を含めて資本金57億円の大会社である広島エアポートビレッジ開発株式会社が、法人税法で定める基本的な正しい申告をしていないことは問題である。早急にこれまでの法人税申告を見直して、正しい申告をすべきである。

第4 意見

1 補助金について

(1) 平成14年度の補助金について

平成14年度の補助金は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号、平成14年4月1日施行、以下「公益法人等派遣法」という。）の趣旨からして、以下に述べるとおり補助金の算定内容に問題がある。

① 公益法人等派遣法について

公益法人等派遣法（平成14年4月1日施行。10条から12条までは平成14年3月31日施行。）によると、地方公共団体が公益法人等に職員を派遣する方法として（1）地方公共団体職員としての身分を保有したまま公益法人等（民法法人、特別の法律により設立された一定の法人、地方6団体）に派遣する場合（職員派遣制度。同法2条）と（2）当該職員を一旦退職させた上で一定の営利法人（当該地方公共団体が出資し、かつ一定の要件を満たすものとして条例で定める株式会社、有限会社）に派遣する場合（退職派遣制度。同法10条）の2通りがあり、前者の場合、一定の例外を除いて地方公共団体派遣の当該職員に対して給与を支払ってはならず、後者の場合、当該職員は一旦地方公共団体を退職するのであるから当然地方公共団体は当該退職職員に対して給与を支払ってはならない。

② 広島エアポートビレッジ開発株式会社には、平成14年4月1日の時点で広島県からの職員が2名派遣されていたが、同社は広島県が出資している株式会社であることから、前記公益法人等派遣法の施行によりこれら職員は同法の退職派遣として扱われ、広島県は同人らに対して給与を支給してはならないことになる。

この点に関し、公益法人等派遣法における退職派遣制度の解釈として「公

公共団体が退職職員に対して直接給与を支払うことは許されないが、公共団体が派遣先に対して給与相当額を人件費補助金として交付し、これを派遣先が退職職員に対して給与として支払うのであれば許されるのではないか」という問題が生ずるが、退職派遣の場合、任命権者（公共団体）は当該職員の報酬決定に関与しているものであり（同法10条1項、2項）、そのうえ給与相当額の人件費補助まで認められるとしたら、実質上、公共団体が退職職員に対して給与を支払っているのと異ならないことからして、かかる扱いは公益法人等派遣法の趣旨を没却するものとして、違法とまでは言えないとしても少なくとも妥当性を欠くというべきである。

なお、広島県は①公益法人等派遣法の退職派遣制度に関する規定に「県が給与相当額の補助金を支出してはならない」という明文がない、②地方自治法232条の2は「普通地方団体は公益上必要がある場合においては寄付又は補助をすることができる」と規定されており補助の内容に限定がない、③公益法人等派遣法の立法時における政府答弁として「同法は第3セクターへの補助金を規制するものではない」とされている、との理由で本件の扱いに問題はないと考えているようである。

③ 平成14年度の補助金の問題点

平成14年度に広島県から広島エアポートビレッジ開発株式会社に交付された補助金は、次の資料からして、実質上広島県から派遣職員に支給された給与と評価できる。

ア 地域振興部の補助金交付決定等について

地域振興部（地域調整室）が予算編成担当部署に提出したと思われる、平成14年度「歳入歳出予算見積書（事業説明書）」の事業名「広島空港周辺活性化対策事業」によれば、次のとおり、広島エアポートビレッジ開発株式会社へ派遣する県職員（2名）の給与相当額を支援するという事業説明（要求額）に対し、要求どおり措置するという査定意見が記載されている。

事業説明	査定意見
<p>1 事業の目的（略）</p> <p>2 事業概要及び要求額</p> <p>（1）広島空港周辺事業推進協議会の運営 （略）</p> <p>（2）広島エアポートビレッジ開発（株）への支援 広島エアポートビレッジ開発（株）へ派遣する県職員（2名）の給与相当額を支援する（補助金 19,836 千円）。</p>	<p>（1）（略）</p> <p>（2）広島エアポートビレッジ開発（株）への支援 平成14年度春から供用開始する中央森林公園中核施設の管理受託者の資格を担保するために引き続き2名の職員が派遣されることから給与費相当分を措置する。 ただし、給与費相当の負担については、新規施設が軌道に乗る予定の平成16年度までとし、広島エアポートビレッジ開発（株）の経営状況等を勘案し、3年後に支援の有無について再検討する。 19,836 千円～要求どおり措置する。</p>

なお、この文書は、「02/01/22 10:44 0822241977 チイキシニコウカ」発信の FAX 文書が、広島エアポートビレッジ開発株式会社に保管されていたものである。

イ 平成15年3月28日付地域振興部決裁文書「平成14年度空港周辺地域開発事業に係る補助金の交付決定について（伺い）」によれば、次のとおり人件費相当額を補助するとして、地域振興部長の決裁を了している。

「1 案の理由（略）

2 補助金交付決定額（補助金申請額）

21,410,000円

従来から補助金交付額の算定の基礎としていた、県から広島エアポートビレッジ開発（株）へ派遣している職員（2名分）に係る給料、諸手当及び労災保険料相当額とする。」

ウ 平成17年5月26日及び6月9日の地域振興部管理総室地域調整室の説明によれば、「平成14年度の補助金は、広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業に対する補助金であり、補助金の算定に当たっては、